

さいたま市監査委員告示 23号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり告示する。

令和8年9月8日

さいたま市監査委員	井 山 剛 之
同	工 藤 道 弘
同	新 井 森 夫
同	吉 田 一 志

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（以下「監査基準」という。）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

総務局

人事部

人材育成課

危機管理部

防災課

環境局

資源環境推進部

西部清掃事務所

施設部

環境施設管理課、西部環境センター、クリーンセンター大崎、大宮南部浄化センター

都市局

まちづくり推進部

まちづくり総務課、都市基盤整備課、区画整理支援課、浦和西部まちづくり事務所、岩槻まちづくり事務所

建設局

南部建設事務所

下水道管理課、下水道再整備課、下水道建設課

(2) 監査の範囲

令和6年度繰越工事及び令和7年度（令和7年12月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和7年度（令和7年12月末日現在）に契約した施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
環境局 施設部	環境施設管理課	クリーンセンター大崎管理棟外中規模修繕（建築）工事

担 当		工 事 名
都市局 まちづくり推進部	都市基盤整備課	南与野駅南通り線下水道布設外工事
		大宮駅西口第四地区区23-1号線外道路整備工事（R6-4）
	区画整理支援課	蓮沼下特定土地区画整理事業 道路修繕工事（R7）
	岩槻まちづくり事務所	江川土地区画整理事業 西町諏訪線道路整備工事（R7）（ゼロ債）
建設局 南部建設事務所	下水道管理課	下水道マンホール蓋安全対策工事（南管-R6-S14）
	下水道再整備課	鴨川第40処理分区下水道工事（南再-R6-4001）
	下水道建設課	鴨川第40処理分区下水道工事（南建-R6-1012）

担 当		施 設 修 繕 名
総務局 人事部	人材育成課	さいたま市職員研修センター電気自動車充電設備修繕
総務局 危機管理部	防災課	さいたま市拠点備蓄倉庫LED化修繕
環境局 資源循環推進部	西部清掃事務所	さいたま市西部清掃事務所給湯管漏水修繕
		さいたま市西部清掃事務所原排水ポンプ等交換修繕
環境局 施設部	環境施設管理課	さいたま市うらわフェニックス定期整備修繕
	西部環境センター	さいたま市西部環境センター温水配管フレキ撤去閉塞修繕
		さいたま市西部環境センター温水循環バイパス配管修繕
	クリーンセンター大崎	さいたま市クリーンセンター大崎換気ファン修繕
		さいたま市クリーンセンター大崎消防設備修繕
	大宮南部浄化センター	さいたま市大宮南部浄化センターし渣ホッパー外修繕
都市局 まちづくり推進部	まちづくり総務課	北浦和ターミナルビル空調機高性能フィルター交換修繕

担 当		施 設 修 繕 名
	浦和西部まちづくり事務所	さいたま市沼影歩行者デッキ修繕業務

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

- (1) 計画
関連工事相互間の調整は適切に行われているか。
- (2) 設計
コスト削減意識を反映した設計となっているか。
- (3) 積算
数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。
- (4) 契約
追加契約あるいは設計変更等による契約変更の場合、その事由及び契約金額の増減の内容は適切か。また、事務は適時かつ適切に行われているか。
- (5) 施工
法令等を遵守して施工されているか。
- (6) 検査
検査の実施時期に遅れはないか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所
監査事務局及び現地
- (2) 監査期間
令和8年4月23日（木）から令和8年8月26日（水）まで

6 監査の結果

- (1) 監査基準第17条第2項の規定に基づく記載
上記1から5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務等が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(2) 指摘事項（監査基準第17条第4項の規定に基づく記載）

次のとおり是正又は改善が必要である事項が認められたので、その措置を講じられたい。

ア 工事

(ア) 蓮沼下特定土地区画整理事業 道路修繕工事（R7）

a 施工

建設副産物の処理において、本工事では、特定建設資材であるコンクリート及びアスファルト・コンクリートの解体並びに新築を含むことから、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条に基づき、工事に着手する日までに市長への通知が必要であるが、通知がなされていないことから、適正な事務処理を行うべきである。

【都市局 まちづくり推進部 区画整理支援課】